

あおぞら 5月号

平成27年5月8日 志木市立志木小学校

【風薫る5月】

新緑の5月、気持ちのよい季節です。ゴールデンウィークも終わり、学校内に元気な子どもたちの姿がみられます。しかし、「五月病」という言葉があるように、からだや心に変調を起こしやすい時期です。毎日の生活リズムを整え、元気に過ごせるようご配慮いただきたいと思います。

5月の主な保健行事

日	曜日	項目	対象学年
11	月	内科検診	6年生
12	火	聴力再検査	さくら・1・2・3・5年生
13	水	心臓検診	さくら・1年生・対象者
19	火	尿検査2次	全学年
21	木	心臓検診予備日	さくら・1年生・対象者
21	木	尿2次予備日	全学年

** 歯科検診結果 **

(乳歯のむし歯があった人数)

1年	2人	4年	15人
2年	15人	5年	10人
3年	12人	6年	1人

健康診断が行われています!

** 歯科検診結果 ** (永久歯)



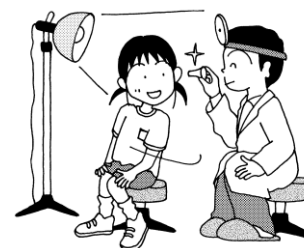
	むし歯があった人数
3年	1人
4年	2人
6年	1人



永久歯のむし歯があった人は4人でした・・・特に1-1、1-4、3-2、6-2、6-3はむし歯人数0でした。学校医の椎木先生からも「志木小の子の歯の状態はとてもいい」と、お言葉をいただきました。これもご家庭のご協力のおかげです。むし歯のあった人は早めの受診をお勧め致します。

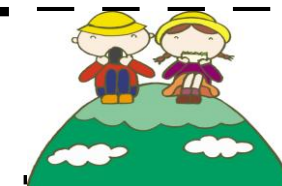
* 耳鼻科検診の結果 *

	鼻炎	耳垢
1年	4人	2人
2年	6人	4人
3年	4人	1人
4年	4人	3人
5年	5人	1人
6年	1人	2人



水泳指導が始まる前までに、専門医の受診をお願い致します。

5月の保健目標 健康なからだをつくろう!



独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害給付制度は、学校の管理下で発生した事故で負傷し医療機関にかかった場合、保護者等に対し災害給付金が支給される制度です。

- * 学校の管理下
 - ・授業中・休み時間など学校にいる時
 - ・決められた通学路を通って登下校する時
 - ・学校行事で課外学習をおこなっている時



* 医療費の給付額

医療費の総額（傷病が治癒するまで）が500点または、5000円（窓口で支払う金額が1500円）に満たない場合は支給対象となりません。

* 支給を受ける権利の時効

発生してから2年間請求を行わないと
時効によって給付を受ける権利が消滅します。

* 医療費等の支給期間

初診から最長10年間。



◎ けがをして医療を受診した際は早めに学校にお知らせ下さい。

【なければOK、あったらダメ?】

現在行われている健康診断は、お子さんの身体の状態を知る重要な機会です。これをきっかけに、お子さんが自分自身の身体について気かけ、自分の健康管理(歯みがきや手洗い等)が積極的にできるように成長していったらと思います。治療が済みましたら、「健康診断結果のお知らせ」を学校にご提出いただきますようお願い致します。